

作成 令和7年4月1日

益田市放課後児童クラブ事業補助金実施事業における障がい児等の認定基準

1. 障がい児の定義について

こども家庭庁が定める放課後児童健全育成事業実施要綱の放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）において、「障害児については、療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれらの児童と同等の障害を有していると認められる児童とするが、柔軟に対応すること。」とされている。

益田市放課後児童健全育成事業においては、放課後児童クラブで特別な支援を必要とすると考えられる児童として、身体障害者手帳若しくは療育手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、特別支援学級に在籍する児童、医師の診断書又は意見書、助言により特別な支援が必要である児童に加え、通級指導教室に通う児童で特別な支援が必要である児童、児童福祉施設の意見書により、特別な支援が必要である児童を障がい児等として認定することとする。

2. 障がい児等の認定について

（1）認定基準表

番号	対象児童
1	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書を所持する児童
2	特別支援学級に在籍する児童
3	医師の診断書または意見書、助言（通院していることが分かる書類等を添付）により、特別な支援が必要である児童
4	通級指導教室に通う児童で、特別な支援が必要である児童
5	児童福祉施設の意見書により、特別な支援が必要である児童

（2）認定について

上記、認定基準表を基に、放課後児童クラブにおいて特別な支援を必要とする場合は、益田市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱様式第5号「利用児童名簿」の加配欄に「○」を入力し、該当する項目が分かるものの写しを添付すること。

ただし、認定基準表内「2」、「4」、「5」に該当する場合は、教育委員会及び小学校へ確認したうえで、市が判断することとする。

また、障がい児等が退会及び認定基準表に該当する児童がいなくなった場合は市へ報告すること。